

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法 と畜場に関する条例	法令の番号	昭和28年法律第114号 平成15年佐賀県条例第17号
手続名	と畜場の設置の許可（1/6）	根拠条項	法第4条、条例第3条の2
審査基準	<p>一般と畜場（獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）のうち、通例として生後1年以上の牛若しくは馬又は1日に10頭こえる獣畜をとさつし、又は解体する規模を有すると畜場）又は簡易と畜場（一般と畜場以外）は、知事の許可を得なければ、設置してはならない。</p> <p>1 申請書記載事項                  申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写し）                  と畜場の名称及び所在地                  一般と畜場、簡易と畜場の区別                  処理する獣畜の種類及びその1日当たりの頭数                  当該と畜場において食肉の取引を行おうとする場合は、その概要</p> <p>2 添付書類                  当該と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規定又はこれに準じずる事項を記載した書類                  構造設備の図面等                  条例第3条の2各号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>3 設置場所の基準                  次の各号に該当している場合は、許可しないことがある。                  人家が密集している場所                  公衆の用に供する飲料水が汚染されるおそれがある場所                  その他知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所</p>		
	受付機関	食肉衛生検査所	処理機関
交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間	15日
		標準経由期間	7日
		目次	NO

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法 と畜場に関する条例	法令の番号	昭和28年法律第114号 平成15年佐賀県条例第17号						
手続名	と畜場の設置の許可（2/6）	根拠条項	法第4条、条例第3条の2						
審査基準	<p>4 政令第1条（構造設備の基準） 一般と畜場</p> <p>1．係留所、生体検査所、処理室、冷却設備、検査室、消毒所、隔離所及び汚物処理設備並びに当該と畜場内において食肉（食用に供する内臓を含む。第5号において同じ。）の取引が行われ、かつ、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。）が特に必要があると認めた場合には、取引室を有すること。</p> <p>2．係留所には、生後1年以上の牛及び馬については1頭ごとに、その他の獣畜については適宜に、これを係留し、又は収容することができる区画が設けられており、かつ、その床は、不浸透性材料（石、コンクリートその他血液及び汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。</p> <p>3．生体検査所は、次の要件を備えること。 ア 床は、不浸透性材料で築造されていること。 イ 獣畜の計量及び保定に必要な設備が設けられていること。 ウ 法14条第1項の検査の事務に従事する者の手指及びその者が使用する器具の洗浄又は消毒に必要な設備が設けられていること。 エ 洗浄又は消毒に必要な設備は、政令第8条第2項に規定する措置を講ずるために必要な数が適当な位置に設けられていること。</p> <p>4．処理室は、次の要件を備えること。 ア と室、病畜と室、内臓取扱室及び外皮取扱室に区画され、各室に、直接処理室外に通ずる出入口が設けられていること。 イ 床は、不浸透性材料で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。 ウ 内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、床面から少なくとも1.2メートルまで、不浸透性材料で腰張りされていること。</p>								
	受付機関	食肉衛生検査所	処理機関	生活衛生課	交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間	15日	目次
						標準経由期間	7日	NO	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法 と畜場に関する条例	法令の番号	昭和28年法律第114号 平成15年佐賀県条例第17号
手続名	と畜場の設置の許可（3/6）	根拠条項	法第4条、条例第3条の2
審査基準	<p>エ 十分に換気及び採光のできる窓が設けられていること。</p> <p>オ 内臓検査台、内臓処理台、内臓運搬具、と肉懸ちよう器及び計量器が備えられていること。</p> <p>カ 獣畜のと殺又は解体を行う者及び法14条第2項又は第3項の検査の事務に従事する者の手指並びにこれらの者が使用する器具の洗浄又は消毒に必要な設備が設けられていること。</p> <p>キ 洗浄又は消毒に必要な設備は、法第6条に規定する措置及び第5条第2項に規定する措置を講ずるために必要な数が適当な位置に設けられていること。</p> <p>ク 洗浄又は消毒に必要な温湯を十分に供給することのできる給湯設備が設けられていること。</p> <p>ケ 飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備が設けられていること。</p> <p>5. 冷却設備は、食肉を十分に冷却することのできるものであること。</p> <p>6. 検査室には、検査台その他検査に必要な器具が備えられ、かつ、給水設備が設けられていること。</p> <p>7. 消毒所には、獣畜の部分等であつて、病気を伝染させるおそれがあると認められるものの消毒に必要な設備が設けられ、かつ、その床は、不浸透性材料で築造されていること。</p> <p>8. 隔離所には、隔離された獣畜の汚物及び汚水を消毒することのできる設備が設けられており、かつ、その床は、不浸透性材料で築造されていること。</p> <p>9. 汚物処理設備は、次の要件を備えること。</p> <p>ア 汚物だめ並びに血液及び汚水の処理設備を有すること。ただし、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることと畜場にあつては、血液及び汚水の処理設備を設けないことができる。</p> <p>イ 汚物だめは、処理室及び取引室から適当な距離を有し、かつ、不浸透性材料で築造され、適当な覆いが設けられていること。</p> <p>ウ 血液及び汚水の処理設備は、処理室及び取引室から適当な距離を有し、かつ、血液及び汚水の浄化装置を有すること。</p> <p>10. 取引室は、次の要件を備えること。</p> <p>ア 床は、不浸透性材料で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。</p>		
	受付機関	食肉衛生検査所	処理機関
交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間	15日
		標準経由期間	7日
		目次	NO

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法 と畜場に関する条例	法令の番号	昭和28年法律第114号 平成15年佐賀県条例第17号
手続名	と畜場の設置の許可（4/6）	根拠条項	法第4条、条例第3条の2
審査基準	<p>イ 内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、床面から少なくとも1.2メートルまで、不浸透性材料で腰張りされていること。</p> <p>ウ 十分に換気及び採光のできる窓が設けられていること。</p> <p>エ と肉懸ちよう器及びハンガーレールが備えられていること。</p> <p>オ 飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備が設けられていること。</p> <p>11. その他都道府県知事が条例で定める構造設備を有すること。</p> <p>条例第2条（一般と畜場の構造設備の基準）</p> <p>政令第1条第11号に規定する構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 と畜場の周囲には、獣畜の逸走の防止を図るために隔壁等を設けること。</p> <p>二 と畜場に搬入する獣畜及びと畜場から搬出する肉、内臓等を運搬する車両を洗浄するための次の要件を備えた施設を設けること。</p> <p>イ 処理室及び冷却設備から適当な距離を有すること。</p> <p>ロ 床は、不浸透性材料で築造され、これに適当なこう配と排水溝が設けられていること。</p> <p>三 とさつ又は解体作業の従事者（以下「従事者」という。）のために次の要件を備えた便所を設けること。</p> <p>イ 処理室及び冷却設備から適当な距離を有すること。</p> <p>ロ 床は、不浸透性材料で築造されていること。</p> <p>ハ 出入口には、扉及び履物の洗浄消毒設備（履物を履き換えない場合に限る。）が設けられていること。</p> <p>ニ 手洗いに必要な洗浄消毒液を備えた流水式の手洗い設備が設けられていること。</p> <p>四 とさつ又は解体作業に使用する外とう、前掛け等の高圧洗浄水及び温水による洗浄設備並びに保管庫を設けること。</p> <p>五 とさつ又は解体作業に使用するナイフ、のこぎり等の保管庫で、施錠できる構造のものを設けること。</p>		
	受付機関	食肉衛生検査所	処理機関
交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間	15日
		標準経由期間	7日
		目次	NO

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法 と畜場に関する条例	法令の番号	昭和28年法律第114号 平成15年佐賀県条例第17号
手続名	と畜場の設置の許可（5/6）	根拠条項	法第4条、条例第3条の2
審査基準	<p>六 臭気及び汚液が漏れない構造の廃棄物の保管施設を設けること。</p> <p>七 廃棄物をと畜場内で焼却する場合は、廃棄物を適切に焼却することができ、周辺に影響を与えない構造の焼却施設を設けること。</p> <p>八 焼却灰等を保管する場合は、これらが飛散流出しない構造の容器を設置すること。</p> <p>九 処理室には、防そ・防虫設備を設けること。</p> <p>簡易と畜場</p> <p>1. 処理室、検査所、消毒所及び汚物処理設備並びに生体検査及び隔離を行うために必要な敷地を有すること。</p> <p>2. 処理室は、次の要件を備えること。</p> <p>ア 内臓及び外皮をそれぞれ各別に取り扱うことができるように、適当な区画が設けられていること。</p> <p>イ 床は、不浸透性材料で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。</p> <p>ウ 十分に換気及び採光のできる窓が設けられていること。</p> <p>エ 内臓検査台、と肉懸ちよう器及び計量器が備えられていること。</p> <p>オ 飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備が設けられていること。</p> <p>3. 検査所には、検査台及び給水設備が設けられていること。</p> <p>4. 消毒所には、消毒に必要な設備が設けられており、かつ、その床は、不浸透性材料で築造されていること。</p> <p>5. 汚物処理設備は、次の要件を備えること。</p> <p>ア 汚物だめ並びに汚水だめ又は血液及び汚水の処理設備を有すること。ただし、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させると畜場にあつては、汚水だめ並びに血液及び汚水の処理設備を設けないことができる。</p> <p>イ 汚物だめ及び汚水だめは、処理室から適当な距離を有し、かつ、不浸透性材料で築造され、適当な覆いが設けられていること。</p> <p>ウ 血液及び汚水の処理設備は、処理室から適当な距離を有し、かつ、血液及び汚水の浄化装置を有すること。</p>		
	受付機関	食肉衛生検査所	処理機関
交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間	15日
		標準経由期間	7日
		目次	NO

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法 と畜場に関する条例	法令の番号	昭和28年法律第114号 平成15年佐賀県条例第17号						
手続名	と畜場の設置の許可（6/6）	根拠条項	法第4条、条例第3条の2						
審査基準	申請者が次の各号のいずれかに該当しないこと 条例第3条の2								
	一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）								
	二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）								
	三 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者								
	四 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者								
	五 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者								
	六 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者								
	七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者								
	八 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人								
	九 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人								
受付 機関	食肉衛生検査 所	処理 機関	生活衛生課	交付 機関	食肉衛生検査所	標準処理期間	15日	目次	
						標準経由期間	7日	NO	